

【定義】

第1条

本会は、「Area-D 年間コース会員」と称します。

【適用範囲】

第2条

本規約によって定める条項は、本会会員に適用されるものとします。

【目的】

第3条

本会は、4x4 オフロードを通じての会員の健康維持・増進及び生きがいの創造に寄与すること、会員の技術の向上・心身の育成を図ること、会員相互の親睦を図ること並びにオフロードモータースポーツの振興を図ることを目的とします。

【管理運営】

第4条

本会の運営は、株式会社ケープロダクト（以下「会社」といいます）が行います。

2 本会の所在地は、山形県西置賜郡小国町大字兵庫館 3-5-20 番地とします。

【会員制度】

第5条

本会は、1年間毎の会員制とします。会員の有効期限はご入会日より1年間となります。

2 本会に入会しようとする者は、**本規約及び利用規定**を承認し、本規約に基づく諸契約を会社と締結しなければなりません。

3 会員は、第11条第4項の定めに従い、会員資格を継続更新できるものとします。

【会員証】

第6条

会社は会員に対し会員証を発行するものとし、会員は、以下のとおり会員証を取り扱うものとします。

(1) 会員は、会社が運営管理する施設を利用する際、会員証を提示しなければなりません。

(2) 会員証は、会員本人のみが使用できるものとし、貸与その他法的構成の如何を問わず、会員本人以外の方は使用できません。

(3) 会員は会員証を紛失した場合、速やかに会社に届出をし、再発行の手続きをとるものとし、

その際所定の再発行手数料（100円）  
を支払うものとします。

#### 【会員資格譲渡等の禁止】

##### 第7条

本会の会員資格は、当該会員に一時的に専属するものとし、譲渡その他の特定承継及び相続その他の包括承継はできないものとします。

#### 【入会資格】

##### 第8条

本会の入会資格は、以下のとおりとします。

- (1) 本規約に同意し、これを遵守する方。
- (2) 本会施設の利用に堪え得る健康状態であることを自らの責任のもとに会社に申告した方。
- (3) 暴力団関係者その他反社会勢力構成員でない方。
- (4) 会社が審査を行い、入会を適当と認めた方。

#### 【未成年者】

##### 第9条

未成年者が会員になろうとする場合、その親権者（未成年後見人を含む。以下同じ。）の同意の下、所定の書類に本人とその親権者が連署した上、申し込まなければなりません。このとき親権者は、自ら会員になった場合と同様に、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

#### 【会員資格】

##### 第10条

本会への入会を希望する者は、第5条第2項の契約締結が完了し、規定の料金の納入を完了した時から会員資格を取得するものとします。

#### 【会費等】

##### 第11条

本会の会費は、1年間当たり金10,500円（消費税込み）とします。

- 2 会員は入会時に前項の会費を支払うものとします。
- 3 一旦納入した会費は、理由の如何を問わずこれを返還しません。
- 4 会員は、会員資格の更新を希望する場合には、期間満了の1ヶ月前までに金10,500円を支払い、申し込むことができます。

#### 【利用料】

##### 第12条

会員は、本会施設を利用する場合、利用料は無料となります。

2 一旦納入した利用料は、理由の如何を問わずこれを返還しません。

#### 【諸費用の変更】

##### 第13条

会社は、経済情勢の変動等会社が必要と判断した場合、諸費用を変更することができます。但し、会社は、会費額変更について、その1ヶ月前までに会員に告知するものとします。

#### 【会員情報の変更等】

##### 第14条

会員は、その住所、連絡先その他入会申込手続きの際の記載事項に変更が生じた場合、速やかにその旨を書面にて会社に届出るものとします。

#### 【諸規則の遵守】

##### 第15条

会員は、本会施設利用にあたり、本規約及び施設内諸規定を遵守しなければなりません。

2 会員は、本会施設利用にあたり、施設スタッフの指示に従わなければなりません。

3 会員は、本会施設利用にあたり、施設内の秩序を乱す行為をしてはなりません。

#### 【損害賠償責任免責】

##### 第16条

会員が本会施設の利用中に生じた会員の死亡、負傷その他の事故及び車両が受けた損害に対し、会社はその損害賠償の責を負わないものとします。

#### 【会員の損害賠償責任】

##### 第17条

会員が本会施設の利用中、会員の責に帰する事由により会社又は第三者に損害を与えた場合、その会員が当該損害について賠償する責任を負うものとします。

#### 【本会施設利用状況の公開等についての承認】

##### 第18条

会員は、会社が本会施設の利用状況を有償または無償にて公開すること及びテレビ・ラジオ・映画・写真・コンピューター通信等において本会施設の利用状況についての映像・音声を使用することを承認し、会社の上記各行為に対し、如何なる請求もしないものとします。

#### 【紛失・忘れ物】

##### 第19条

会員は、本会施設の利用に際して生じた会員の所持品の紛失について、会社が一切の損害賠償責任を負わないことを承認します。

2 会員は、本会施設での会員の忘れ物については、会社が原則として2週間保管した後これを処分することについて承認します。

#### 【禁止事項】

##### 第20条

以下の各号の行為については、これを禁止します。

- (1) 会社の許可なく本会施設を撮影すること
- (2) 会社の許可なく本会施設において物品の売買、パーソナルトレーニングの勧誘その他の営業行為をすること
- (3) 他人を誹謗中傷すること
- (4) 他人に対する暴力行為・威嚇行為
- (5) 痴漢行為、覗き行為、露出行為等公序良俗に反する行為
- (6) 本会施設に落書きや造作をすること
- (7) 本会施設に動物を持ち込むこと
- (8) 本会施設に危険物を持ち込むこと
- (9) 本会施設における禁煙場所以外での喫煙行為
- (10) 焚き火、花火及び発煙行為
- (11) 法令違反行為
- (12) その他、他の利用者の迷惑となる行為

#### 【利用の禁止】

##### 第21条

以下の各号に該当する方の施設利用は禁止します。

- (1) 刺青（タトゥー、タトゥーシールを含む）のある方
- (2) 伝染病、その他、他人に伝染又は感染するおそれのある疾病を有する方
- (3) 医師から運動又は入浴を禁じられている方
- (4) 一時的な筋肉の痙攣や意識の喪失などの症状を招く疾病を有する方
- (5) 妊娠している方
- (6) 刃物等危険物を有する方
- (7) 酒気を帯びている方
- (8) 会社が他の利用者に迷惑をかけると判断した方
- (9) 前各号の外、会社が正常な施設利用ができないと判断した方

#### 【施設の一時的閉鎖・維持的休業】

##### 第22条

以下の各号に該当する場合、会社は本会施設の全部若しくは一部の閉鎖、又は休業をすることができます。その場合、会社は（1）又は緊急を要するときを除き、2週間前までにホームページにそ

の旨を掲示する方法により告知します。但し、本会施設の閉鎖・休業により、会員の会費支払義務は軽減又は免除されません。

(1) 気象その他外因的事由により災害が生じるおそれがあり、その災害が会員に及ぶおそれがあると会社が判断した場合

(2) 施設の増改築、修繕又は点検によりやむを得ない場合

(3) 会社が管理運営上必要と判断した場合

(4) 会社が特別行事を開催する場合

(5) 全各号の外、施設の安全確保上その他重大な事由によりやむを得ない場合

2 臨時休業の場合、会社は原則として2週間前までに本会施設にその旨を掲示する方法により告知します。この場合も、前項但書と同様とします。

### 【退会】

#### 第23条

退会希望者は、最終利用月の10日までに所定の届出書を会社に提出し、退会についての会社の承認を得るものとします。

なお、退会手続きは、口頭、代理人による手続、電話、ファクシミリ又は郵便によることはできません。

2 会員は、利用料等の未納金がある場合、退会月末日までに完納するものとします。

3 会員証は、施設の最終利用時に返還するものとします。

4 入会金の返還は、これを一切行いません。

### 【本規約の改定】

#### 第24条

会社は、必要に応じて本規約等の改定を行うことができるものとします。改定後の本規約等の効力は、全会員に及ぶものとし、当該改定に関する事項はホームページに掲示するものとします。

### 【ご意見・お問い合わせ】

ご意見等がある場合、以下にお問い合わせ下さい。

株式会社ゲーブ・ダグツ お問い合わせ対応窓口 お客様係

TEL : 0238-62-4901 FAX : 0238-62-4902